

# 第116期

## 定時株主総会 招集ご通知

日時

2019年6月27日(木) 午前10時

場所

松山市南堀端町1番地  
伊予銀行本店 4階ホール

ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内略図」  
をご参照ください。  
駐車場の用意はいたしておりませんので、誠に申  
し訳ありませんが、公共の交通機関をご利用くだ  
さいますようお願い申し上げます。

### 目次

第116期定時株主総会招集ご通知	1
インターネット等による議決権行使のご案内	4

### 添付書類

事業報告	5
計算書類	39
連結計算書類	42
監査報告書	45

### 議決権行使期限

2019年6月26日(水)

午後5時30分まで



### 株主総会 参考書類

〈会社提案(第1号議案および第2号議案)〉	
第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件	49
第2号議案 監査等委員である取締役5名選任の件	56
〈株主提案(第3号議案から第6号議案まで)〉	
第3号議案 定款一部変更(定款13条基準日変更)の件	65
第4号議案 定款一部変更(定款22条相談役・顧問廃止とする変更)の件	66
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)1名解任の件	67
第6号議案 監査等委員である取締役1名解任の件	68

(証券コード 8385)  
2019年6月5日

株 主 各 位

松山市南堀端町1番地  
**株式会社伊予銀行**  
取締役頭取 大塚岩男

## 第116期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当行第116期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面またはインターネット等（3頁～4頁）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますして、2019年6月26日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時	2019年6月27日（木曜日） 午前10時
2. 場 所	松山市南堀端町1番地 伊予銀行本店 4階ホール
3. 目的事項 報告事項	1. 第116期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 事業報告および計算書類報告の件 2. 第116期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の 連結計算書類監査結果報告の件

## 決議事項

## &lt;会社提案（第1号議案および第2号議案）&gt;

**第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

**第2号議案** 監査等委員である取締役5名選任の件

## &lt;株主提案（第3号議案から第6号議案まで）&gt;

**第3号議案** 定款一部変更（定款13条基準日変更）の件

**第4号議案** 定款一部変更（定款22条相談役・顧問廃止とする変更）の件

**第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名解任の件

**第6号議案** 監査等委員である取締役1名解任の件

**第3号議案から第6号議案までは株主さま（1名）からのご提案であり、取締役会としてはこれらの議案いずれにも**反対**いたしております。**

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本会場が満席となった場合は、第2会場等をご案内させていただきますのでご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 次の事項につきましては、法令ならびに当行定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
  - ①事業報告の新株予約権等に関する事項
  - ②計算書類の株主資本等変動計算書
  - ③計算書類の個別注記表
  - ④連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
  - ⑤連結計算書類の連結注記表

したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類または連結計算書類の一部であります。
- 事業報告、計算書類および連結計算書類ならびに株主総会参考書類について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、インターネット上の当行ホームページに掲載させていただきます。

当行ホームページ： <https://www.iyobank.co.jp/>

# 議決権の行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの重要な権利です。株主総会参考書類(49頁～68頁)をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。

### 当日ご出席による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**株主総会開催日時**

**2019年6月27日**  
(木曜日)  
午前**10時**

### 書面による 議決権行使

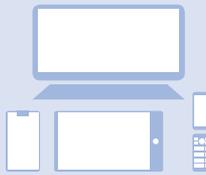


同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

**行使期限**

**2019年6月26日**  
(水曜日)  
午後**5時30分**到着分まで

### インターネット等による 議決権行使



4頁【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、行使期限までにご行使ください。

**行使期限**

**2019年6月26日**  
(水曜日)  
午後**5時30分**まで

## 議決権行使書のご記入方法のご案内 (議決権行使書用紙イメージ)

議決権行使書

株主番号 議決権行使回数

2019年6月 日

議案 第1号(下の候補者(賛否を記入))	議案 第2号(下の候補者(賛否を記入))				
会社提案 (賛)	株主提案 (賛)				
(否)	(否)				
議案 第3号 議案	議案 第4号 議案	議案 第5号 議案	議案 第6号 議案		
株主提案 (賛)	株主提案 (賛)	株主提案 (賛)	株主提案 (賛)		
(否)	(否)	(否)	(否)		

**(ご注意)**

ご出席の際切り取り番号を記入してください。

第1号議案および第2号議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

第3号議案および第6号議案までは、株主さま(1名)からのご提案です。**当行取締役会は、これらの議案に反対しております。**詳細は、64頁～68頁をご参照ください。

(注)各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったもとしてお取扱いいたします。

## 〈賛否のご記入例〉

### 会社提案・取締役会の意見にご賛同いただける場合

議案	第1号(下の候補者(賛否を記入))	第2号(下の候補者(賛否を記入))
会社提案	(賛)	(賛)
	(否)	(否)

議案	第3号 議案	第4号 議案	第5号 議案	第6号 議案
株主提案	(賛)	(賛)	(賛)	(賛)
	(否)	(否)	(否)	(否)

**当行取締役会はこれらの立場です。**

### 会社提案・取締役会の意見に反対される場合

議案	第1号(下の候補者(賛否を記入))	第2号(下の候補者(賛否を記入))
会社提案	(賛)	(賛)
	(否)	(否)

議案	第3号 議案	第4号 議案	第5号 議案	第6号 議案
株主提案	(賛)	(賛)	(賛)	(賛)
	(否)	(否)	(否)	(否)

## インターネット等による議決権行使のご案内

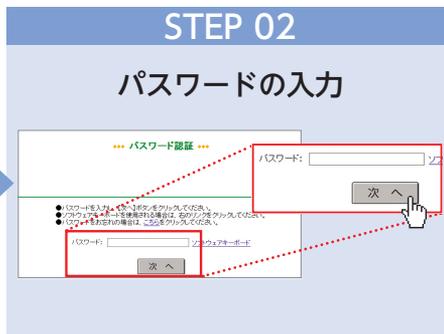
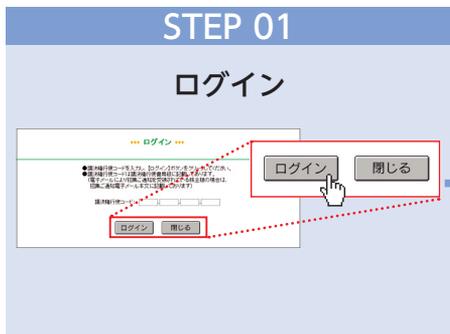
議決権行使期限

2019年6月26日（水曜日）午後5時30分まで

議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.web54.net>

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

### 【ご注意事項】

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。
- パソコンと携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
- 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

### 議決権電子行使プラットフォームのご利用について

（機関投資家の皆さまへ）

機関投資家の皆さまに関しましては、本協会につき、株式会社「ICJ」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

- 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行

証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 **0120(652)031**（受付時間 9：00～21：00）

- その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

**証券会社に口座をお持ちの株主さま**

証券会社に口座をお持ちの株主さまは、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

**証券会社に口座のない株主さま（特別口座をお持ちの株主さま）**

三井住友信託銀行

証券代行事務センター 【電話】 **0120(782)031**（受付時間 9：00～17：00 土日休日を除く）

## 添付書類

# 第116期（2018年4月1日から 2019年3月31日まで）事業報告

## 1. 当行の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果等

#### <当行の主要な事業内容>

当行は、本店のほか支店等において、預金業務、貸出業務、為替業務、証券業務及び信託業務等を行い、地域に密着した営業活動を展開しております。また、ビジネスマッチング・事業承継・M&A等の支援を中心とするコンサルティング業務にも積極的に取り組んでおります。

#### <金融経済環境>

当期のわが国経済は、世界経済の減速を背景に輸出が伸び悩む一方、堅調な雇用環境を受けて個人消費は底堅く推移し、全体としては緩やかな回復が続きました。

通商問題の動向や中国経済の減速懸念、消費税率の引き上げ等、国内外の景気下振れリスクの高まりにより先行きの不透明感は残りますが、東京オリンピック・パラリンピックや大阪・関西万博の開催等を控えた底堅い内需に支えられ、引き続き、回復基調が続く見通しです。

愛媛県経済は、西日本豪雨の復旧・復興に伴う公共工事が増加するなか、個人消費や設備投資が底堅く推移しており、緩やかな回復が続くと期待されます。

#### <事業の経過及び成果>

このような情勢のもと、当行は、お客さまへの感謝の心を行動の原点に、お客さまニーズにお応えする幅広い金融商品・サービス等のご提供に努め、「10年先も必要とされる銀行」を目指し、業容の拡大と収益力の強化に努めてまいりました。

## 【地域活性化への取組み】

「地域とともに持続的に発展する」という思いから、地域活性化に関する様々な施策を展開し、お客さまの豊かさの実現や事業の発展に向けたお手伝いに取り組んでまいりました。

お客さまの創業・成長支援に関する取組みといたしましては、昨年9月より、「クラウドファンディングを活用した創業・地域活性化事業」を開始し、目標金額を達成された方々を対象に、提携先に支払う成約手数料の一部を補助する等、地域の新たなプロジェクトを応援してまいりました。四国の地方銀行4行が連携する「四国アライアンス」では、本年2月に、「第2回 四国アライアンス ビジネスプランコンテスト」を開催し、四国地域における起業・創業意識の向上や創造的なビジネスプランを持つ方々の事業化支援に取り組んでまいりました。

まちづくりや観光振興の取組みといたしましては、昨年4月に、「愛媛県大洲市の町家・古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりにおける連携協定」を締結し、大洲市の城下町に残る歴史的建造物の保全・活用を通じたまちづくりを推進しております。また、昨年11月には、地域観光サービス統括会社「株式会社ソラヤマいしづち」に出資し、石鎚山系及びその周辺地域の観光振興に向けた魅力的な体験観光メニューの開発や観光プロモーション等を行うことで、地域経済の活性化や雇用の創出を推進しております。さらに、本年2月には、松山市内の歌碑・句碑を日本語と英語で紹介するWEBサイト「HAIKU&WALK」を開設し、地元愛媛県が誇る「俳句文化」を国内外に発信する等、地域の観光振興にも積極的に取り組んでまいりました。

西日本豪雨災害の復興支援に向けた取組みにつきましては、昨年10月より、必要資金の提供、人的支援及び過剰債務の解消等を目的とした「西日本広域豪雨復興支援ファンド」を組成するとともに、施設復旧等に係る補助金が交付されるまでの立て替え期間に対応する「グループ補助金つなぎ融資」を取り扱う等、事業再建や復旧・復興のお手伝いに取り組んでまいりました。

## 【本部組織】

当行は、昨年4月からスタートさせました「2018年度中期経営計画～Second Stage for 150～」における戦略の実効性を高めるため、昨年8月に、本部組織を改正いたしました。具体的には、デジタル技術の活用を軸としたICT戦略を統括することを目的に、「総合企画部」内の「事業戦略室」を「デジタル企画室」に改称いたしました。また、お客さまへの価値提供力の強化を目的に「コンサルティング営業部」を新設するとともに、非対面チャネルでの機能・サービス高度化等を目的として「ダイレクト営業部」を新設いたしました。さらに「地域創生部」内に「一次産業事業化推進室」を新設し、地域の基幹産業である一次産業の発展・活性化に向けた支援態勢を強化してまいりました。

## 【店舗・ATM】

店舗につきましては、国内13都府県に地方銀行中第1位の広域店舗ネットワークを展開しつつ、お客さまにより快適にご利用いただけるよう、店舗環境の充実と受付態勢の強化に努めてまいりました。

新機能・サービスを導入した次世代型店舗への移行を進めるとともに、現金取引や税金納付等がセミセルフで行える「さっと窓口」を41店舗（2019年3月末現在）に設置する等、お客さまの負担を軽減し、より簡単にご利用いただける店舗づくりに努めております。

また、本年2月より、新規口座開設や住所変更等がタブレットで行える「AGENTシステム」を導入いたしました。新規口座開設については、従来の「紙ベース」でのお手続きから、チャット形式で選択肢を選び、免許証を撮影するだけで「ペーパーレス」での申込手続きができるようになる等、お客さまにデジタルによる利便性を実感していただくとともに、簡単かつスピーディーで、お待たせしない受付態勢の強化に努めております。今後、「お客さまとの接点の極大化」及び「相談・コンサルティング業務の充実」を図るとともに、事務のデジタル化による「窓口での待ち時間短縮」及び「記入レス・印鑑レス取引」の実現を目指してまいります。

店外キャッシュコーナーにつきましては、愛媛県内では最多の216か所に設置（2019年3月末現在、コンビニATMを除く）しておりますほか、四国の地方銀行（阿波銀行、百十四銀行、四国銀行）、広島銀行、山陰合同銀行、愛媛県信用農業協同組合連合会及び愛媛県内の農業協同組合と提携して「他行ATMご利用手数料無料サービス」を実施しております。

### 【商品・サービス等】

融資商品につきましては、昨年5月より、事前に定めた観測点で一定以上の地震が発生した場合、予め定めた割合で借入元本を免除いたしますとともに、免除後も融資枠の範囲内で資金調達ができる「震災対応型融資」の取扱いを開始し、お客さまの円滑な事業継続をサポートしてまいりました。

コンサルティングサービスにつきましては、お客さまのICT導入や活用等に向けたサポートを行う「ICTコンサルティング」により、生産性向上及び業務効率化に向けた取組みを進めてまいりました。また、昨年10月に、銀行本体によるリース媒介業務を開始したことで、融資商品とリース商品の一体的なご提案により、お客さまの資金調達手段の多様化、事務手続きの省力化及び設備投資に係る減税制度・補助金制度等の活用支援に取り組んでおります。

フィンテックを活用した取組みにつきましては、当行を含めた地方銀行8行（2019年3月末現在）が提携する「TSUBASAアライアンス」において、フィンテック企業と当行システムをつなぐAPI基盤の共同開発を進めております。昨年7月の自動貯蓄アプリ「Finbee」や自動家計簿・資産管理サービス「Money Forward」を皮切りに、昨年12月には、オンライン家計簿サービス「Zaim」とも連携し、お客さまの資産形成・資産管理をサポートするサービスの提供を開始いたしました。

また、昨年12月からは、パソコンやスマートフォンで、年齢・性別・家族構成等の簡単な質問に回答するだけで、お客さまにとって最適な保険内容をデザインできる「保険ロボアドバイザー」を導入いたしました。

さらに、本年3月からは、決済サービス「J-Coin Pay」との連携により、スマートフォンでのQRコード決済や利用者間の即時・無料での送金等、「いつでも・どこでも・無料」で簡単にできるサービスの提供を開始いたしました。今後も、お客さまの利便性向上のための金融サービスの提供や地域のキャッシュレス化の実現に向けた取組みを進めてまいります。

## 【E S G（環境・社会・ガバナンス）への取組み】

当行の企業理念であります「潤いと活力ある地域の明日を創る」の実現に向けて、銀行の本来業務である金融機能の発揮のほか、E S G（環境・社会・ガバナンス）への取組みを進めてまいりました。

環境への取組みにつきましては、公益信託伊予銀行環境基金「エバーグリーン」による助成事業に取り組むほか、愛媛県、大洲市及び愛媛県の森林基金と協力して「伊予銀行エバーグリーンの森」活動を愛媛県内4か所で行ってまいりました。また、当行が事務局を務める「『森のあるまちづくり』をすすめる会」による植樹活動を68の会員企業・団体の皆さま（2019年3月末現在）と推進し、自然と共存する地域社会の実現に向け、積極的な環境保全活動を行ってまいりました。

社会への取組みといたしましては、障がいのある方の継続的な雇用を目的に「株式会社いよぎんChallenge & Smile」を設立し、昨年6月には、特例子会社の認定を取得するなど、障がいのある方が安心して働ける環境整備と、社会参画や自立に向けたお手伝いに取り組んでまいりました。

引き続き、「公益財団法人伊予銀行社会福祉基金」において、奨学金・福祉機器の贈呈等を行っており、奨学金事業につきましては、当行の創業140周年記念事業の一環として、奨学生の増員及び奨学金の増額を実施いたしました。また、「地域文化活動助成制度」による助成を行ってまいりましたほか、「いよぎんジュニア未来塾」等の各種金融教育教室を通じて、次代を担うお子さまの金融リテラシー向上のお手伝いに取り組み、活力ある地域づくりに努めてまいりました。

ガバナンスへの取組みにつきましては、当行は、かねてより「監査等委員会設置会社」に移行し、社外取締役が取締役の3分の1以上を占めるなど、監査・監督機能の強化及び取締役会の活性化を図っております。そのほか、取締役の指名・報酬等を審議する「経営審議委員会」や、外部有識者から当行の経営戦略・ガバナンス等に対する評価・助言をいただく「アドバイザリー・ボード」を設置しており、経営の透明性・客観性を確保した態勢を構築しております。

また、国際的に高い水準が要求されるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に資するため、昨年6月に、「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に係る基本方針」を制定し、当行の取組み方針を明確化いたしました。さらに、昨年7月からは、マネー・ローンダリング等に係る業務を「コンプライアンス統括部」が一元管理することで、リスクの特定、評価及び検証等を実施し、内部管理態勢の強化に努めてまいりました。

## 【株主さまご優待制度】

株主さまの日頃のご支援にお応えするとともに、当行株式への投資魅力を高め、より多くの方に当行株式を保有していただくことを目的として、株主さまご優待制度を導入いたしております。

本制度は、毎年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された100株から1,000株未満の株主さまには「優待品（今治タオル）」を、1,000株以上の株主さまには「株主さまご優待定期預金」、「愛媛県特産品又はT S U B A S Aアライアンス共同企画特産品」及び「日本赤十字社への寄付」のうち、いずれか1つをご選択いただくものとなっております。

## 【I R活動・格付等】

経営の透明性確保に向けた取組みにつきましては、昨年6月及び12月に、東京においてアナリスト・機関投資家向け「決算説明会」、7月には、愛媛県内4か所（松山、今治、新居浜、四国中央）において、「伊予銀行決算説明会&特別講演会」を開催し、積極的なディスクロージャーに努めてまいりました。

また、株主さま、お取引先及び投資家の皆さまに、当行の経営内容をより深くご理解いただくため、株式会社日本格付研究所（JCR）から「AA」、海外の格付会社であるスタンダード&プアーズ（S&P）から「A」、株式会社格付投資情報センター（R&I）から「A+」の格付をそれぞれ取得し、高い評価を受けております。さらに、昨年12月には、R&Iからお客さま本位の業務運営を評価する「顧客本位の投信販売会社評価」として、当行において「A+」、当行のグループ会社であります四国アライアンス証券株式会社において「A」の格付を取得しております。

## 【リスク管理・コンプライアンス（法令等遵守）】

リスク管理につきましては、経営管理の枠組みとしてリスクアペタイト・フレームワークの構築に取り組んでおります。定期的な議論及びモニタリング等を通じて、バランスの取れた持続的成長と健全性の確保に努めております。また、南海トラフ巨大地震や豪雨災害等、想定される被害の特性に応じて、継続的な業務継続態勢の見直しを実施しております。

コンプライアンス（法令等遵守）に関する取組みにつきましては、「反社会的勢力への対応に係る基本方針」に則り、反社会的勢力等の入口遮断の精度向上やスクリーニングの高度化を図るなど、各種法令に適切に対応いたしております。

以上のような取組みのなかで、株主の皆さまならびにお取引先の皆さまから力強いご支援を賜りますとともに、伊予銀行グループの総力を結集して業務に精励いたしました結果、次のような業績を収めることができました。

## 【業績面】

### 預金等

譲渡性預金を含めた預金等の期末残高は、前年度末比1,666億円増加して5兆7,126億円となりました。

### 貸出金

貸出金の期末残高は、前年度末比2,581億円増加して4兆5,508億円となりました。

### 有価証券

有価証券の期末残高は、前年度末比2,367億円減少して1兆5,733億円となりました。

### 総資産

総資産の期末残高は、前年度末比810億円増加して7兆1,407億円となりました。

### 損益状況

経常収益は、貸出金利息の増加等により資金運用収益が増加したことに加えて、国債等債券売却益の増加等によりその他業務収益が増加したことなどから、前年度比50億13百万円増加して1,072億22百万円となりました。また、経常費用は、資金調達費用が増加したことに加えて、貸倒引当金繰入額の増加等によりその他経常費用が増加したことなどから、前年度比115億87百万円増加して808億73百万円となりました。この結果、経常利益は、前年度比65億74百万円減少して263億49百万円となりました。また、当期純利益は、前年度比44億円減少して182億62百万円となりました。

なお、バーゼルⅢ基準（国際統一基準）による連結総自己資本比率は14.38%となりました。

## <当行の対処すべき課題>

全国的には、緩やかな景気の回復が継続すると期待されておりますが、一方で、少子高齢化・人口減少に伴う経済・社会構造の変化やデジタルイノベーションの急速な進展等により、当行を取り巻く経営環境は大きく変化しております。

このような環境のもと、当行では、昨年4月より、「2018年度中期経営計画」をスタートさせ、「Digital-Human-Digital Bank」を当行の目指す姿として取り組んでおります。昨今のデジタルビジネスの潮流を当行にとって大きなチャンスと捉え、「デジタル技術」をさらに駆使し、お客さまの利便性・生産性の向上に努めるとともに、「人」にしかできないきめ細かで専門性の高いコンサルティングを磨き上げることにより、当行ならではの付加価値の高いサービスを展開してまいります。

本年は、「平成」から「令和」へと新たな時代を迎えた年でもあります。変化を恐れず、果敢にチャレンジすることで、10年ビジョンとして掲げている「瀬戸内圏域お客さま満足度No.1の金融サービスグループ」を目指し、新しい時代を地域の皆さまとともに歩み、成長してまいります。

引き続き、健全経営に徹するとともに経営体力を一層強化し、ふるさとの総合金融機関として、「持続可能な活力ある地域社会の実現」に向け邁進してまいりますので、皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位 億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
預 金	50,180	50,068	50,996	52,471
定期性預金	23,817	21,719	20,894	20,909
そ の 他	26,363	28,348	30,101	31,562
貸 出 金	39,111	40,433	42,926	45,508
個 人 向 け	9,603	9,949	10,240	10,724
中小企業向け	19,259	19,988	21,287	22,736
そ の 他	10,248	10,495	11,399	12,047
商品有価証券	4	5	4	3
有 価 証 券	17,361	17,371	18,100	15,733
国 債	6,518	6,420	5,814	4,444
地 方 債	2,284	2,280	2,452	2,526
そ の 他	8,558	8,671	9,833	8,762
総 資 産	64,826	68,224	70,597	71,407
内国為替取扱高	347,397	334,678	339,649	351,095
外国為替取扱高	百万ドル 18,278	百万ドル 19,509	百万ドル 18,941	百万ドル 20,228
経 常 利 益	百万円 38,176	百万円 33,060	百万円 32,923	百万円 26,349
当 期 純 利 益	百万円 24,092	百万円 21,414	百万円 22,662	百万円 18,262
1株当たり当期純利益	円 銭 76 20	円 銭 67 72	円 銭 71 64	円 銭 57 71
信 託 財 産	6	6	6	6
信 託 報 酬	百万円 2	百万円 2	百万円 3	百万円 3

- (注) 1. 記載金額は、単位未滿を切り捨てて表示しております。  
 2. 「1株当たり当期純利益」は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出してあります。

3. 連結業績の推移は、下記のとおりであります。

(単位 億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益	1,193	1,172	1,209	1,262
経常利益	410	354	360	286
親会社株主に帰属する 当期純利益	244	217	236	185
包括利益	△39	266	412	63
純資産額	5,897	6,090	6,463	6,483
総資産	65,100	68,492	70,966	71,656

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	2,981人	2,959人
平均年齢	37年 11月	37年 10月
平均勤続年数	15年 0月	15年 0月
平均給与月額	374千円	381千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数は、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

#### (4) 営業所等の状況

##### イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
愛 媛 県	116店 (うち出張所 7)	116店 (うち出張所 7)
香 川 県	5 ( ) ( )	5 ( ) ( )
高 知 県	1 ( ) ( )	1 ( ) ( )
徳 島 県	1 ( ) ( )	1 ( ) ( )
福 岡 県	2 ( ) ( )	2 ( ) ( )
大 分 県	6 ( ) ( )	6 ( ) ( )
山 口 県	1 ( ) ( )	1 ( ) ( )
広 島 県	5 ( ) ( )	5 ( ) ( )
岡 山 県	3 ( ) ( )	3 ( ) ( )
兵 庫 県	2 ( ) ( )	2 ( ) ( )
大 阪 府	3 ( ) ( )	3 ( ) ( )
愛 知 県	1 ( ) ( )	1 ( ) ( )
東 京 都	2 ( ) ( )	2 ( ) ( )
国 内 計	148 ( ) (7)	148 ( ) (7)
香 港	— ( ) ( )	1 ( ) ( )
シ ン ガ ポ ー ル	1 ( ) ( )	1 ( ) ( )
海 外 計	1 ( ) ( )	2 ( ) ( )
合 計	149 ( ) (7)	150 ( ) (7)

(注) 1. 上記のほか、インターネット支店を1店舗設置しております。

2. 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所、店舗外現金自動設備を次のとおり設置しております。

	当 年 度 末	前 年 度 末
海外駐在員事務所	2か所	2か所
店舗外現金自動設備	49,504か所	48,680か所

なお、上記の店舗外現金自動設備には、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行、株式会社セブン銀行、バンクタイムとの提携による共同の店舗外現金自動設備（以下、コンビニA T Mという）49,288か所（前年度末48,462か所）を含んでおります。

□ 当年度新設営業所  
該当事項はありません。

- (注) 1. 当年度において、ニューヨーク駐在員事務所を廃止いたしました。また、香港支店を廃止し香港駐在員事務所を設置いたしました。  
2. 当年度において店舗外現金自動設備を下記のとおり3か所新設、5か所廃止いたしました（除く、コンビニATM）。

【新設】	大洲支店	喜多医師会病院共同出張所	(愛媛県大洲市)
	波止浜支店	フジ波止浜店出張所	(愛媛県今治市)
	本町支店	山越出張所	(愛媛県松山市)
【廃止】	湊町支店	南出張所	(愛媛県松山市)
	三津浜支店	ピコア21出張所	(愛媛県松山市)
	空港通支店	セブンスター和泉店出張所	(愛媛県松山市)
	小松支店	ヤマサンセンター出張所	(愛媛県西条市)
	本町支店	マルヨシセンター山越店出張所	(愛媛県松山市)

ハ 銀行代理業者の一覧  
該当事項はありません。

二 銀行が営む銀行代理業等の状況  
該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位 百万円)

設 備 投 資 の 総 額	7,532
---------------	-------

□ 重要な設備の新設等

(単位 百万円)

内 容	金 額
帝 塚 山 寮 新 築	197

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

## □ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
いよざんリース 株式会社	愛媛県松山市 大手町2丁目 5番地41	各種リース業務 融資業務	1974年 9月26日	80百万円	45.00%	—
株式会社 いよざんコンピ ュータサービス	愛媛県松山市 高砂町2丁目 2番5号	情報処理受託業務 ソフトウェア開発業務	1975年 1月20日	10百万円	5.00%	—
いよざん保証 株式会社	愛媛県松山市 三番町4丁目 12番地1	住宅ローン・消費者ローンの債務保 証業務	1978年 9月28日	30百万円	5.00%	—
いよざんビジネス サービス株式会社	愛媛県松山市 南堀端町 1番地	現金整理・精査業務 大口集金業務 現金自動設備の保守管理業務	1979年 12月24日	10百万円	100.00%	—
いよざんキャピタル 株式会社	愛媛県松山市 南堀端町 1番地	株式・社債等への投資業務 投資ファンドの運営	1985年 8月1日	320百万円	5.00%	—
株式会社 いよざん地域経済 研究センター	愛媛県松山市 三番町5丁目 10番地1	産業・経済・金融に関する調査研究業務 経営相談業務 研修等の教育サービス業務	1988年 4月1日	30百万円	5.00%	—
株式会社いよざん ディーシーカード	愛媛県松山市 三番町4丁目 12番地1	クレジットカード業務 保証業務	1988年 8月29日	50百万円	5.00%	—
四国アライアンス 証券株式会社	愛媛県松山市 三番町5丁目 10番地1	証券業務	2012年 2月2日	3,000百万円	100.00%	—
株式会社いよざん Challenge & Smile	愛媛県松山市 高砂町2丁目 2番5号	事務用品等の作成業務	2018年 4月2日	10百万円	100.00%	—
いよベンチャー ファンド4号投資 事業有限責任組合	愛媛県松山市 南堀端町 1番地	ベンチャー企業への投資業務	2015年 7月1日	500百万円	—%	—
いよベンチャー ファンド5号投資 事業有限責任組合	愛媛県松山市 南堀端町 1番地	ベンチャー企業への投資業務	2018年 1月4日	500百万円	—%	—
いよベンチャー ファンド6号投資 事業有限責任組合	愛媛県松山市 南堀端町 1番地	ベンチャー企業への投資業務	2018年 7月2日	1,000百万円	—%	—
いよエパーグリーン 6次産業化応援ファンド 投資事業有限責任組合	愛媛県松山市 南堀端町 1番地	6次産業化事業者への投資業務	2013年 4月30日	478百万円	—%	—

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
いよエバーグリーン農業応援ファンド投資事業有限責任組合	愛媛県松山市南堀端町1番地	農業法人への投資業務	2014年9月18日	169百万円	—%	—
いよエバーグリーン事業承継応援ファンド投資事業有限責任組合	愛媛県松山市南堀端町1番地	事業承継先への投資業務	2014年10月1日	94百万円	—%	—

- (注) 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結対象子会社は上記の重要な子会社等15社であり、持分法適用会社は該当ありません。なお、当連結会計年度の経常収益は126,286百万円（前年度比5,301百万円の増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は18,527百万円（前年度比5,112百万円の減少）となりました。
3. いよぎん証券株式会社は、2018年4月2日に四国アライアンス証券株式会社に商号変更いたしました。
4. 株式会社いよぎんChallenge & Smileは、2018年4月2日に設立いたしました。
5. いよベンチャーファンド6号投資事業有限責任組合は、2018年7月2日に設立いたしました。

### 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称A C S）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）及び労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称M I C S）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

4. 株式会社千葉銀行、株式会社第四銀行、株式会社中国銀行、株式会社東邦銀行及び株式会社北洋銀行との間で、T S U B A S A金融システム高度化アライアンスに関する基本合意書を締結しております。なお、2018年4月5日に「T S U B A S A金融システム高度化アライアンス」を「T S U B A S Aアライアンス」に名称変更し、新たに株式会社北越銀行が参加しております。また、2019年3月13日に、新たに株式会社武蔵野銀行が参加しております。
5. 株式会社阿波銀行、株式会社百十四銀行及び株式会社四国銀行との間で、四国創生に向けた地方銀行4行による包括提携（四国アライアンス）を締結しております。

**(7) 事業譲渡等の状況**

該当事項はありません。

**(8) その他銀行の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社役員（取締役）に関する事項

### (1) 会社役員 の 状 況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
大塚岩男	代表取締役頭取 〔秘書室、東京事務所、監査部担当〕	一般社団法人愛媛県銀行協会 会長 公益財団法人えひめ産業振興財団 理事長	
高田健司	代表取締役専務 〔審査部、シップファイナンス部、個人ローンセンター、企業コンサルティング部、融資管理室、不動産調査室担当〕		
藤堂宗昭	常務取締役 〔総務部、リスク統括部、お客さまサービス向上室、コンプライアンス統括部担当〕		
竹内哲夫	常務取締役 C I O 〔人事部、事務統括部、システム部担当〕	株式会社ダイキアクシス 取締役監査等委員	
河野治広	常務取締役 営業本部長 〔営業本部（営業戦略部、コンサルティング営業部、ダイレクト営業部、地域創生部）担当〕		
三好賢治	常務取締役 〔総合企画部、広報CSR室、国際部、資金証券部、市場営業室担当〕		
平野志郎	取締役監査等委員（常勤）		

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
佐伯 要	取締役監査等委員（社外）	株式会社伊予鉄グループ 代表取締役会長 松山総合開発株式会社 代 表取締役会長 松山観光ゴルフ株式会社 代表取締役社長 松山商工会議所 会頭 愛媛県商工会議所連合会 会頭	
市川 武志	取締役監査等委員（社外）	弁護士法人松山中央法律事 務所 所長	(注) 1.
柳澤 康信	取締役監査等委員（社外）	学校法人加計学園 岡山理 科大学 学長	
高浜 壮一郎	取締役監査等委員（社外）		
三好 潤子	取締役監査等委員（社外）	アビリティーセンター株式 会社 会長	

- (注) 1. 取締役監査等委員 市川武志氏は、弁護士の資格を有しております。
2. 飯尾隆哉氏は、2019年3月26日付で取締役監査等委員（常勤）を辞任しております。
3. 上記のとおり、常勤の監査等委員を選定しております。その理由は、行内事情に精通した者が、重要な会議等への出席や、会計監査人及び監査部との連携を密に図ること等により得られた情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。
4. 元取締役頭取の森田浩治氏が、相談役の職に就いておりますが、元頭取としての経験・知識を生かし財界活動や公益的職務などの対外的な業務に従事するのみで、取締役会や常務会をはじめとした行内の会議に出席することもなく、経営には関与しておりません。相談役としての報酬を支払っておりますが、非取締役であることに鑑み、相応の報酬といたしております。

(参考)

当行は執行役員制度を採用しております。執行役員の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏名	地位及び担当
別府 孝也	常務執行役員 今治グループ長兼今治支店長
重松 栄治	常務執行役員 株式会社いよざん地域経済研究センター社長
森岡 研二	常務執行役員 営業本部本部統括
西本 英世	常務執行役員 大阪支店長
藤田 真哉	常務執行役員 新居浜グループ長兼新居浜支店長
山本 憲世	常務執行役員 本店営業部長
八木 哲也	執行役員 コンプライアンス統括部長
稲垣 純二	執行役員 シップファイナンス部長
藤田 康二	執行役員 東京支店長兼市場営業室長
伊藤 真道	執行役員 広島支店長
長田 浩	執行役員 総合企画部長兼総合企画部関連事業室長
上甲 圭治郎	執行役員 事務統括部長
近田 和也	執行役員 監査部長
土居 慎一	執行役員 八幡浜グループ長兼八幡浜支店長兼川之石支店長
菰田 誠志	執行役員 人事部長兼人事部ダイバーシティ推進室長
仙波 宏久	執行役員 審査部長

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位 百万円)

区 分	支給人数	報酬等	報酬等		
			基本報酬等	株式報酬型 ストック・オプション	株式報酬
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	8名	253	195 (28)	18	39
監査等委員である取締役	7名	75	75 (—)	—	—
計	15名	329	271 (28)	18	39

- (注) 1. 基本報酬等の( )欄は、当事業年度に係る業績連動報酬を内書きしております。
2. 上記支給人数及び報酬等には、2018年6月28日開催の第115期定時株主総会において退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名及び事業年度中に辞任した監査等委員である取締役1名を含めております。
3. 2015年6月26日開催の第112期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は年額330百万円(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)以内、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額85百万円以内と決議されております。また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)については、この報酬限度額とは別枠にて株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬額として年額130百万円以内と決議されております。なお、2018年6月28日開催の第115期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)については、株式報酬型ストック・オプションを廃止し、新たに株式報酬制度を導入しております。株式報酬制度で設定する信託に拠出する上限金額は、信託期間3年間で600百万円であります。
4. 当行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬につきましては、報酬と当行の業績及び株主さまの利益の連動性を高めるために、基本報酬、業績連動報酬、株式報酬型ストック・オプション及び株式報酬としております。取締役(監査等委員である取締役を除く。)個々の報酬につきましては、その客観性及び透明性を確保するために、株主総会において決議された年間報酬限度額の範囲内において、別途行内規程に定める責務及び役割に照らして、取締役頭取が報酬案を策定し、社外取締役を含む全監査等委員及び代表取締役で構成する経営審議委員会にて審議のうえ、取締役会にて決定しております。なお、取締役会はその決定に際して、経営審議委員会の審議結果を尊重することとしています。
5. 監査等委員である取締役の報酬につきましては、監査・監督業務の職務の正当性を確保する観点から基本報酬のみとし、株主総会において決議された報酬の総額の範囲内において、個々の監査等委員である取締役の責務及び役割の内容を勘案し、監査等委員である取締役の協議により定めております。

### (3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
平野 志郎	<p>会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失が無いときは、法令が定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。</p>
佐伯 要	
市川 武志	
柳澤 康信	
高浜 壮一郎	
三好 潤子	

## 3. 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
取締役監査等委員 佐伯 要	<p>株式会社伊予鉄グループ 代表取締役会長 (当行は同社との間で経常的な金融取引があります。)</p> <p>松山総合開発株式会社 代表取締役会長 (当行は同社との間で経常的な金融取引があります。また、当行グループは同社との間で施設利用等の取引関係があります。)</p> <p>松山観光ゴルフ株式会社 代表取締役社長 (当行は同社との間で経常的な金融取引があります。また、当行グループは同社との間で施設利用等の取引関係があります。)</p> <p>松山商工会議所 会頭 (当行は同法人との間で経常的な金融取引があります。)</p> <p>愛媛県商工会議所連合会 会頭 (当行は同法人との間で経常的な金融取引があります。)</p>
取締役監査等委員 市川 武志	<p>弁護士法人松山中央法律事務所 所長 (当行は同法人との間で経常的な金融取引があります。また、当行グループは同法人との間で顧問契約を締結しております。)</p>
取締役監査等委員 柳澤 康信	<p>学校法人加計学園 岡山理科大学 学長 (当行は同法人との間で経常的な金融取引があります。)</p>
取締役監査等委員 高浜 壮一郎	<p>該当事項はありません。</p>
取締役監査等委員 三好 潤子	<p>アビリティセンター株式会社 会長 (当行は同社との間で経常的な金融取引があります。また、当行グループは同社との間で人材派遣を行う等の取引関係があります。)</p>

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
佐伯 要	6年10か月	当期開催の取締役会14回のうち12回、監査等委員会15回のうち12回に出席	経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、公正かつ客観的な立場から必要に応じ発言を行っております。
市川 武志	4年10か月	当期開催の取締役会14回のうち14回、監査等委員会15回のうち15回に出席	弁護士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、公正かつ客観的な立場から必要に応じ発言を行っております。
柳澤 康信	3年10か月	当期開催の取締役会14回のうち11回、監査等委員会15回のうち14回に出席	学識者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、公正かつ客観的な立場から必要に応じ発言を行っております。
高浜 壮一郎	3年10か月	当期開催の取締役会14回のうち14回、監査等委員会15回のうち15回に出席	公職を歴任した豊富な経験と幅広い見識を有しており、公正かつ客観的な立場から必要に応じ発言を行っております。
三好 潤子	2年10か月	当期開催の取締役会14回のうち14回、監査等委員会15回のうち15回に出席	経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、公正かつ客観的な立場から必要に応じ発言を行っております。

(注) 上記取締役会等の他、経営審議委員会(年4回開催)、アドバイザー・ボード(年2回開催)、経営計画会議(年4回開催)、総支店長会議(年2回開催)、内部監査報告会(年12回開催)、三様監査会議(年2回開催)、コンプライアンス会議(年12回開催)、ALM委員会(年11回開催)、グループ会社定例報告会(年11回開催)等の重要会議に適宜出席し、必要に応じ発言を行っております。

## (3) 社外役員に対する報酬等

(単位 百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
監査等委員である取締役	5名	30	—
報酬等の合計	5名	30	—

## (4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

## 4. 当行の株式に関する事項

### (1) 株式数

発行可能株式総数 600,000千株

発行済株式の総数 323,775千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 23,110名

### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	47,274 <sup>千株</sup>	14.92 <sup>%</sup>
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	13,082	4.13
日本生命保険相互会社	8,878	2.80
明治安田生命保険相互会社	8,867	2.79
住友林業株式会社	5,911	1.86
住友生命保険相互会社	5,415	1.70
伊予銀行従業員持株会	4,490	1.41
J P MORGAN CHASE BANK 385151	4,377	1.38
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	4,293	1.35
株式会社三菱UFJ銀行	3,988	1.25

- (注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
 3. 持株比率は、自己株式(7,002,784株)を控除して計算しております。  
 4. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の持株数等のうち、信託業務に係る持株数等は47,274千株であります。  
 なお、その内訳は、信託口41,634千株、退職給付信託口5,639千株であります。  
 5. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数等のうち、信託業務に係る持株数等は13,082千株であります。  
 なお、その内訳は、信託口12,382千株、退職給付信託口700千株であります。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位 百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 川 井 一 男 指定有限責任社員 奥 田 賢 指定有限責任社員 小 池 亮 介	73	(注) 2. 3.

- (注) 1. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額83百万円  
当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法  
に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できません  
ので、上記金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当行は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務である、リスク  
管理態勢高度化に係る助言業務についての対価を支払っております。
3. 監査等委員会は、取締役、行内関係部署及び会計監査人から必要な情報を入手しかつ  
報告を受け、過年度の職務遂行状況及び報酬実績を確認し、当事業年度の会計監査計画  
の内容及び報酬見積の算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、  
これらについて、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社  
法第399条第1項の同意を行っております。

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定  
めるいずれかに該当すると認められる場合には、必要に応じて、  
監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。  
この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及  
び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告い  
たします。

また、監査等委員会は、上記の解任事由に該当しない場合であ  
っても、会計監査人の職務の執行状況や当行の監査体制等を勘案  
して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主  
総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容  
を決定いたします。

そのため、監査等委員会は、監査等委員会が定める「会計監査人の評価実施基準」に則り、会計監査人の評価を実施いたします。

## 6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 7. 業務の適正を確保する体制

### (1) 業務の適正を確保するための体制整備

業務の適正を確保するため、取締役会で定めた「内部統制システムの整備に係る基本方針」に基づき体制整備に努めております。なお、下記の「業務の適正を確保するための体制整備」は事業年度末日現在のものであります。

#### A. 法令等遵守体制

##### (a) 企業理念の実践

当行の企業理念である「〔存在意義〕潤いと活力ある地域の明日を創る」、「〔経営姿勢〕最適のサービスで信頼に応える」および「〔行動規範〕感謝の心でベストをつくる」を具現化するため、全役職員は、これら企業理念の具体的な行動基準である「行動指針」等の実践に努める。

##### (b) 法令等遵守を重視した企業風土の確立

取締役は、法令等遵守を経営の最重要課題と位置づけ、誠実かつ率先垂範して取り組み、法令等遵守を重視した倫理観ある企業風土の確立に努める。

特に、頭取は、年頭挨拶や支店長会議、行内研修等、可能な機会をとらえ、法令等遵守に対する取り組み姿勢を示すものとする。

##### (c) 規程等の整備

全役職員が遵守しなければならない規準を取締役会にて制定し、その周知・徹底に努めるとともに、法令等の制定・改廃や経営環境等の変化を踏まえ適宜これを見直すものとする。

また、コンプライアンスに関する具体的な実践計画を年度ごとに取締役会にて決定する。

#### **(d) 組織等の整備**

法令等遵守に関する統括部門を置くとともに、本部全部室および全営業店にコンプライアンス担当者を置く。コンプライアンス担当者は、各部室店における法令等遵守のチェック、報告、教育および相談等を行う。

さらに、全行的な法令等遵守体制に関する事項等を審議するために、頭取を議長とするコンプライアンス会議を設置し、その審議結果を取締役に報告・提言する。

#### **(e) 報告・相談制度**

法令等遵守に関し問題があると思われる事実もしくは行為またはそのおそれが発見された場合の報告・相談体制を整備し、適正な運用を行う。

また、お客さまからのご要望や苦情等に対しては真摯に対応し、その内容を一元的に管理・検証する部門を設置して、状況を毎月常務会に報告する。

#### **(f) 教育・研修体制**

取締役は、外部研修や勉強会等に積極的に参加し、法令等遵守に関する情報等の収集に努める。

コンプライアンス統括部門および各部室店のコンプライアンス担当者は、行内の集合研修および各部室店内の勉強会において、法令等遵守に関する研修体制の充実を図る。

#### **(g) モニタリング**

コンプライアンス統括部門は、法令等遵守の状況について定期的にモニタリングを行う。

さらに、内部監査部門は、法令等遵守態勢の適切性・有効性について内部監査を実施する。

#### **(h) 反社会的勢力への対応**

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、取引の遮断に努める。

**(i) マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策への対応**

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与を防止するため、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策に関する内部管理態勢を構築し、業務を遂行する。

**B. 情報の保存・管理**

**(a) 文書の保存・管理**

各所管部署において、取締役の職務執行に係る情報を記録した株主総会議事録、取締役会議事録、常務会議事録、諸会議・委員会議事録、稟議書等を定められた期間適切に保存・管理する。

**(b) 情報セキュリティ**

所管部署において、情報セキュリティに係る管理規程等を整備し、当行の保有する情報資産の適切な保護に努める。

**C. リスク管理体制**

**(a) リスク管理計画の策定**

業務上発生する各種リスクについて、リスク管理の具体的な対応方針の決定や高度化を進めるために、取締役会においてリスク管理計画を半期ごとに決定する。

**(b) 規程等の整備**

各リスク管理主管部署は、それぞれのリスクの特性等を踏まえた管理規程等を整備し、これらの規程等に基づき適切にリスク管理を実施する。

**(c) 組織等の整備**

リスク管理全般を統括する部門を置く。

また、頭取を委員長とするALM委員会を置き、運用・調達の基本方針等を検討する。

さらに、リスク統括部門の担当役付取締役を委員長とするオペレーショナル・リスク管理委員会および信用リスク管理委員会を置き、リスク管理状況を組織横断的に検証し、管理態勢の改善強化を検討する。

#### **(d) モニタリング**

リスク統括部門は、各種リスクに関する管理状況および管理方法等について定期的にモニタリングを行う。

さらに、内部監査部門は、リスク管理態勢の適切性・有効性について内部監査を実施する。

### **D. 効率的な職務執行体制**

#### **(a) 役付取締役**

迅速な意思決定と職務執行が行われるよう、取締役会の決議をもって役付取締役を置き、各役付取締役の担当部室および担当ブロックを定める。

#### **(b) 常務会**

取締役会の定める「常務会規程」に基づき、頭取の業務執行を補佐するため、役付取締役によって構成される常務会を設置する。常務会は、取締役会の決定した基本方針に基づき、経営全般の重要事項を協議する。

#### **(c) 機構、業務分掌および職制**

取締役の職務執行が効率的に行われるよう、機構、業務分掌および職制を定める。

#### **(d) 経営計画等の策定と進捗管理**

計画的な業務執行が行われるよう、取締役会において「中期経営計画」、「各年度経営計画」および「期初収支予算」を決定する。

また、これらの進捗状況を把握するとともに、経営環境の変化等を踏まえて適宜見直すものとする。

#### **(e) IT等の活用**

IT（情報技術）や情報システム等を活用することにより、取締役の職務執行の効率化・合理化に努めるものとする。

## E. グループ経営管理体制

### (a) 財務報告の信頼性確保

当行およびグループ会社（銀行法第2条第8項に規定された子会社および銀行法施行令第4条の2第2項に規定された子法人等）は、法令および会計基準等を遵守し、財務報告の信頼性の確保に努めるものとする。

### (b) グループ会社の管理

#### ア. 規程等の整備

取締役会は、グループ会社を適切に管理するための規程を制定する。

#### イ. 組織等の整備

グループ会社に対する指導・支援を統括する部門を置き、当行とグループ会社間で定例的な会議を開催するとともに、グループ会社の経営上の重要事項については、グループ会社から当行に合議・報告を行う制度を設け、グループ会社の損失の危険を管理する。

#### ウ. 経営管理

当行は、グループ会社に対して、法令等遵守およびリスク管理等の体制整備に関する指導・支援を行い、グループ会社の取締役等の職務執行の効率性を確保するとともに、当行の内部監査部門がグループ会社への内部監査を実施し、当行グループ全体における業務の適正を確保する。

また、グループ会社全役職員が、法令等遵守に係る事案を当行の監査等委員会またはコンプライアンス統括部門に相談できる体制を整備する。

## F. 監査等委員会の監査業務の補助に関する事項

### (a) 組織の整備

監査等委員会の事務局として、その補助事務等処理する部署を置く。

**(b) 補助者の配置と独立性および指示の実効性の確保**

監査等委員会の事務局たる部署に、監査等委員会の職務を補助する職員を置く。当該職員は他の業務を兼務しないものとし、当該職員の人事異動等については、監査等委員会の意見を参考にし、これを尊重のうえ頭取が決裁する。

**G. 監査等委員会への報告および監査の実効性確保に関する体制**

**(a) 主要な会議・委員会等への出席**

監査等委員は、常務会や主要な委員会および会議に出席し意見を述べるができるものとし、このことを関連する規程等において明記する。

**(b) 代表取締役と監査等委員会との定期的会合**

代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合をもち、当行が対処すべき課題、当行を取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、監査等委員会との相互認識と信頼関係を深めるよう努めるものとする。

**(c) 監査等委員会への報告**

ア. 取締役は、当行またはグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監査等委員会に報告しなければならない。

イ. 当行の執行役員および職員ならびにグループ会社の役職員が、当行またはグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実およびその他コンプライアンスに関する問題があることを発見したときに、監査等委員会に報告できる体制を整備する。

ウ. 当行の取締役、執行役員および職員ならびにグループ会社の役職員は、監査等委員会から報告を求められた場合は、これに協力しなければならない。

エ. 当行は、監査等委員会に報告を行った者に対して、不利益な処遇は一切行わない。

#### (d) 監査等委員会と内部監査部門との関係

- ア. 内部監査部門は頭取および監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
- イ. 監査等委員会は、内部監査部門から内部管理態勢における課題等について定期的に報告を受け、必要に応じて内部監査部門に具体的指示を行うことができる。なお、内部監査部門は頭取と監査等委員会の指示に齟齬ある場合は、監査等委員会の指示を尊重するものとする。
- ウ. 監査等委員会の指揮命令を受ける内部監査部門の部門長の人事異動等については、監査等委員会の意見を参考にし、これを尊重のうえ頭取が決裁する。

#### (e) 監査等委員の職務の執行に係る費用

- ア. 監査等委員の職務の執行に必要と認められる費用（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）は、当行が負担する。
- イ. 当行は、監査等委員の職務の執行に必要と認められる費用を速やかに支弁するため、半期毎に、一定額の予算を設ける。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当行の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### A. 法令等遵守体制

当行は、「コンプライアンス会議」を12回開催し、必要に応じて、社外取締役を招集し、法令・行内規程等の遵守状況を審議した。また、マネー・ローダリング等防止態勢高度化に向けての課題を整理のうえ、「AMLプログラム」を策定し各対応策の進捗管理を行っている。

### B. 情報の保存・管理

当行は、管理すべき外部記録メディアの対象の明確化やウイルス感染防止のためのウイルスチェック手順の変更や、顧客情報等の適切な管理を促進するため、個人データ台帳の整備や電子データの一斉整理運動を実施した。

### C. リスク管理体制

当行は、「ALM委員会」を11回開催し、運用・調達の基本方針等を審議するとともに、「信用リスク管理委員会」を5回、「オペレーショナル・リスク管理委員会」を4回開催し、リスク管理状況の検証と管理体制の改善強化に向けた検討を行った。

### D. 効率的な職務執行体制

当行は、「2018年度中期経営計画」における戦略の実効性を高め、「Digital-Human-Digital Bank」の実現に向けて、組織改正を実施した。また、テレビ会議システムやWindows端末の活用により、各種会議の効率化やペーパーレス化を推進している。

## E. グループ経営管理体制

当行は、「グループ会社定例報告会」を11回開催し、グループ会社の取締役等の職務執行状況および内部統制状況の監視・検証を通じて、当行グループの総合金融サービス提供機能の強化およびグループ会社の経営力強化に努めた。

## F. 監査等委員会への報告および監査の実効性確保に関する体制

監査等委員会は、監査部と月次でミーティングを実施し、必要に応じて内部監査に関する指示等を行っている。また、当行およびグループ会社の役職員からの内部通報窓口設置の周知のため、グループ全役職員に情報発信をしている。

## 8. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

## 9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

## 10. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

## 11. その他

**会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針**

当行は、業績や経営環境を勘案して、安定的な配当を継続するとともに、銀行の公共的使命を念頭に置き、内部留保による財務体質の強化を図ることで経営基盤の確保に努めていくことを基本方針としております。



# 第116期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 損益計算書

(単位 百万円)

科 目	金 額
経常収益	107,222
<b>資 金 運 用 収 益</b>	<b>77,994</b>
貸出金利息	52,619
有価証券利息配当金	23,770
コールローン利息	214
債券貸借取引受入利息	62
預け金利息	395
その他の受入利息	932
<b>信託報酬</b>	<b>3</b>
<b>役員取引等収益</b>	<b>13,556</b>
受入為替手数料	3,820
その他の役員収益	9,735
<b>その他の業務収益</b>	<b>6,746</b>
外国為替売買益	2,573
外国債等債券売却益	4,060
国債等債券償還益	9
金融派生商品収益	101
<b>その他の経常収益</b>	<b>8,922</b>
償却債権取立益	528
株式等売却益	5,180
金銭の信託運用益	455
その他の経常収益	2,756

(単位 百万円)

科 目		金	額
経	常 費 用		80,873
資	金 調 達 費 用	11,554	
	預 金 利 息	3,448	
	讓 渡 性 預 金 利 息	101	
	コ ー ル マ ネ ー 利 息	421	
	売 現 先 利 息	625	
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	1,308	
	借 用 金 利 息	1,380	
	金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	4,038	
	そ の 他 の 支 払 利 息	228	
役	務 取 引 等 費 用	6,495	
	支 払 為 替 手 数 料	1,066	
	そ の 他 の 役 務 費 用	5,429	
そ	の 他 業 務 費 用	3,868	
	商 品 有 価 証 券 売 買 損	4	
	国 債 等 債 券 売 却 損	3,780	
	国 債 等 債 券 償 却	83	
営	業 経 費	49,770	
そ	の 他 経 常 費 用	9,184	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	6,023	
	貸 出 金 償 却	4	
	株 式 等 売 却 損	227	
	株 式 等 償 却	1,004	
	金 銭 の 信 託 運 用 損	46	
	そ の 他 の 経 常 費 用	1,877	
経	常 利 益		26,349
特	別 利 益		5
	固 定 資 産 処 分 益	5	
特	別 損 失		533
	固 定 資 産 処 分 損	302	
	減 損	231	
税	引 前 当 期 純 利 益		25,821
法	人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7,035	
法	人 税 等 調 整 額	523	
法	人 税 等 合 計		7,558
当	期 純 利 益		18,262

## 連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいておりません。

### 1 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結される子会社及び子法人等 15社

会社名

いよぎん保証株式会社  
 いよぎんビジネスサービス株式会社  
 いよぎんキャピタル株式会社  
 いよベンチャーファンド4号投資事業有限責任組合  
 いよベンチャーファンド5号投資事業有限責任組合  
 いよベンチャーファンド6号投資事業有限責任組合  
 いよエバーグリーン6次産業化応援ファンド投資事業有限責任組合  
 いよエバーグリーン農業応援ファンド投資事業有限責任組合  
 いよエバーグリーン事業承継応援ファンド投資事業有限責任組合  
 株式会社いよぎん地域経済研究センター  
 株式会社いよぎんディーシーカード  
 株式会社いよぎんChallenge&Smile  
 いよぎんリース株式会社  
 株式会社いよぎんコンピュータサービス  
 四国アライアンス証券株式会社（旧会社名いよぎん証券株式会社）

なお、いよベンチャーファンド6号投資事業有限責任組合及び株式会社いよぎんChallenge&Smileは、新規設立により当連結会計年度から連結しております。

#### (2) 非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名

いよぎん愛媛大学発ベンチャー応援ファンド投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

### 2 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 該当事項はありません。

#### (2) 持分法適用の関連法人等 該当事項はありません。

#### (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名

いよぎん愛媛大学発ベンチャー応援ファンド投資事業有限責任組合

#### (4) 持分法非適用の関連法人等 2社

会社名

いよぎん・REVICインベストメンツ株式会社  
 四国アライアンスキャピタル株式会社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

# 第116期末 (2019年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	809,668	預 金	5,228,365
買入金銭債権	10,921	譲渡性預金	459,656
商品有価証券	349	コールマネー及び売渡手形	178,313
金銭の信託	6,494	売現先勘定	49,820
有価証券	1,574,849	債券貸借取引受入担保金	76,968
貸出金	4,527,810	借 用 金	365,856
外国為替	7,164	外 国 為 替	249
リース債権及びリース投資資産	31,443	信託勘定借	31
その他の資産	90,438	その他の負債	39,677
有形固定資産	73,757	賞与引当金	1,659
建 物	17,090	退職給付に係る負債	12,281
土 地	50,101	睡眠預金払戻損失引当金	3,301
リ ー ス 資 産	857	偶発損失引当金	516
建設仮勘定	908	株式報酬引当金	86
その他の有形固定資産	4,799	特別法上の引当金	1
無形固定資産	7,024	繰延税金負債	54,835
ソフトウェア	5,755	再評価に係る繰延税金負債	9,769
その他の無形固定資産	1,269	支 払 承 諾	35,937
退職給付に係る資産	17,500	負債の部合計	6,517,327
繰延税金資産	197	(純資産の部)	
支払承諾見返	35,937	資 本 金	20,948
貸倒引当金	△27,902	資本剰余金	11,604
資産の部合計	7,165,655	利益剰余金	418,320
		自己株式	△5,189
		株主資本合計	445,684
		その他有価証券評価差額金	160,696
		繰延ヘッジ損益	△1,545
		土地再評価差額金	19,590
		退職給付に係る調整累計額	779
		その他の包括利益累計額合計	179,519
		新株予約権	397
		非支配株主持分	22,725
		純資産の部合計	648,327
		負債及び純資産の部合計	7,165,655

# 第116期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位 百万円)

科 目		金 額
経	常 收 益	126,286
資	金 運 用 収 益	78,119
	貸 出 金 利 息	52,543
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	23,966
	コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	214
	債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	62
	預 け 金 利 息	395
	そ の 他 の 受 入 利 息	937
信	託 取 引 報 等 収 酬	3
役	務 の 他 他 業 経 常 収 収 益 益	15,118
そ	の の 他 他 業 経 常 収 収 益 益	24,220
	償 却 債 権 取 立 益	539
	そ の 他 の 経 常 取 立 益	8,286
経	常 調 達 費 用	97,628
資	金 調 達 費 用	11,575
	預 譲 渡 性 預 金 利 息	3,447
	コ ー ル マ ー ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	100
	売 現 先 利 息	421
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	625
	借 用 金 利 息	1,308
	そ の 他 の 支 払 利 息	1,402
	役 務 の 取 他 業 経 常 費 用	4,269
そ	の の 他 他 業 経 常 費 用	4,829
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	18,893
	そ の 他 の 経 常 繰 入 額	52,360
		9,968
		6,415
		3,552
経	特 常 別 利 益	28,658
特	固 定 資 産 処 分 益	5
	固 定 資 産 処 分 損 失	535
	減 損 損 失	303
	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	231
		0
税	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	28,129
法	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	7,953
法	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	420
当	期 純 利 益	8,374
非	支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	19,755
親	会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	1,227
		18,527

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

株式会社 伊予銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 川井 一 男 ㊤

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥田 賢 ㊤

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小池 亮 介 ㊤

業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社伊予銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

株式会社 伊予銀行  
取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 川 井 一 男 ㊤  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 奥 田 賢 ㊤  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 小 池 亮 介 ㊤  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社伊予銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社伊予銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第116期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその整備および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の監査部その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および主要な営業店において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、当行の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2019年5月9日

### 株式会社 伊予銀行 監査等委員会

監査等委員 平野 志郎 ㊟  
監査等委員 佐伯 要 ㊟  
監査等委員 市川 武志 ㊟  
監査等委員 柳澤 康信 ㊟  
監査等委員 高浜 壮一郎 ㊟  
監査等委員 三好 潤子 ㊟

- (注) 監査等委員 佐伯 要氏、市川武志氏、柳澤康信氏、高浜壮一郎氏、三好潤子氏は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。
- (注) 監査等委員 飯尾隆哉氏は、2019年3月26日付で辞任いたしましたので、監査報告書に署名押印はいたしていません。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 会社提案（第1号議案および第2号議案）

第1号議案から第2号議案までは、会社提案によるものであります。

#### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）6名全員が任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会で検討がなされましたが、会社法の規定に基づき記載すべき特段の事項はございません。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位等
1	おお つか いわ お 大 塚 岩 男 <span>男性</span> <span>再任</span>	取締役頭取（代表取締役）
2	たか た けん じ 高 田 健 司 <span>男性</span> <span>再任</span>	専務取締役（代表取締役）
3	み よし けん じ 三 好 賢 治 <span>男性</span> <span>再任</span>	常務取締役
4	とう どう むね あき 藤 堂 宗 昭 <span>男性</span> <span>再任</span>	常務取締役
5	たけ うち てつ お 竹 内 哲 夫 <span>男性</span> <span>再任</span>	常務取締役 C I O
6	こう の はる ひろ 河 野 治 広 <span>男性</span> <span>再任</span>	常務取締役 営業本部長

再任 再任取締役候補者

## 生年月日

1952年4月7日 (67歳)

## 取締役在任年数

12年 (本総会終結時)

## 取締役会への出席状況

14/14 回 (100%)

## 所有する当行の株式数

22,270株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年4月	当行入行	[ 担当 ]
1995年7月	人事部課長	●秘書室
1998年8月	郡中支店長	●東京事務所
2000年7月	高知支店長	●監査部
2003年6月	大分支店長	[ 重要な兼職の状況 ]
2006年8月	人事部長	●一般社団法人
2007年6月	取締役 人事部長	愛媛県銀行協会 会長
2008年6月	取締役 本店営業部長	●公益財団法人
2010年6月	常務取締役 営業本部長	えひめ産業振興財団 理事長
2011年6月	専務取締役	
2012年6月	取締役頭取 (現任)	

## 取締役候補者とした理由

営業店長、人事部門、営業部門および企画部門等の豊富な経験を有し、銀行の業務全般を熟知しております。また当行頭取として経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行しており、こうした経験や見識を取締役として活かすことにより、引き続き当行の中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、取締役候補者となりました。

## その他取締役候補者に関する特記事項

大塚岩男氏は、公益財団法人えひめ産業振興財団の理事長であり、当行は同財団との間で経常的な金融取引を行っております。

2

たか た けん じ  
高 田 健 司

男性

再任

## 生年月日

1955年11月15日 (63歳)

## 取締役在任年数

9年 (本総会終結時)

## 取締役会への出席状況

13/14 回 (92.9%)

## 所有する当行の株式数

21,600株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年4月 当行入行  
1998年2月 審査第1部課長  
2000年7月 大阪支店副支店長  
2003年7月 三島支店長  
2006年8月 大分支店長  
2008年8月 営業統括部長  
2010年6月 取締役 営業統括部長  
2012年6月 取締役 本店営業部長  
2014年6月 常務取締役  
2016年6月 常務取締役 営業本部長  
2018年4月 常務取締役  
2018年6月 専務取締役 (現任)

## [ 担当 ]

- 審査部
- シップファイナンス部
- 個人ローンセンター
- 企業コンサルティング部
- 融資管理室
- 不動産調査室

## 取締役候補者とした理由

営業店長、営業部門および審査部門等の豊富な業務経験を有し、銀行の業務に精通しております。こうした豊富な経験や見識を取締役として活かすことにより、引き続き当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができると判断し、取締役候補者となりました。

## その他取締役候補者に関する特記事項

高田健司氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。

## 生年月日

1959年12月18日 (59歳)

## 取締役在任年数

2年 (本総会終結時)

## 取締役会への出席状況

13/14 回 (92.9%)

## 所有する当行の株式数

11,900株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月	当行入行	[ 担当 ]
2004年3月	椿支店長	● 総合企画部
2006年8月	広島支店副支店長	● 広報CSR室
2009年8月	大阪北支店長	● 国際部
2012年8月	資金証券部長	● 資金証券部
2014年6月	執行役員 総合企画部長	● 市場営業室
2015年6月	常務執行役員 総合企画部長	
2016年6月	常務執行役員 営業本部副部長	
2017年6月	常務取締役 (現任)	

## 取締役候補者とした理由

営業店長、市場部門、企画部門および営業部門等の豊富な業務経験を有し、銀行の業務に精通しております。こうした豊富な経験や見識を取締役として活かすことにより、引き続き当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としました。

## その他取締役候補者に関する特記事項

三好賢治氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。

4

とう  
藤どう  
堂むね  
宗あき  
昭

男性

再任

## 生年月日

1955年12月7日 (63歳)

## 取締役在任年数

9年 (本総会終結時)

## 取締役会への出席状況

14/14 回 (100%)

## 所有する当行の株式数

13,200株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年4月 当行入行  
 1999年2月 本店営業部課長  
 2003年6月 高知支店長  
 2006年8月 高松支店長兼高松事務所長  
 2008年8月 審査第1部長  
 2010年6月 取締役 今治支店長  
 2014年6月 常務取締役 (現任)

## [ 担当 ]

- 総務部
- リスク統括部
- お客さまサービス向上室
- コンプライアンス統括部

## 取締役候補者とした理由

営業店長、審査部門およびリスク管理部門等の豊富な業務経験を有し、銀行の業務に精通しております。こうした豊富な経験や見識を取締役として活かすことにより、引き続き当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

## その他取締役候補者に関する特記事項

藤堂宗昭氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。

## 生年月日

1957年7月18日 (61歳)

## 取締役在任年数

7年 (本総会終結時)

## 取締役会への出席状況

14/14 回 (100%)

## 所有する当行の株式数

11,600株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月	当行入行	[ 担当 ]
1999年8月	本店営業部課長	● 人事部
2001年8月	人事部課長	● 事務統括部
2005年7月	福岡支店長	● システム部
2008年2月	システム部部付部長	[ 重要な兼職の状況 ]
2009年8月	システム部長	● 株式会社ダイキアक्स
2011年6月	取締役 システム部長	取締役監査等委員
2015年6月	常務執行役員 システム部長	
2016年6月	常務取締役 C I O (現任)	

## 取締役候補者とした理由

営業店長、事務管理部門、システム部門および人事部門等の豊富な業務経験を有し、銀行の業務に精通しております。また、2011年6月から2015年6月までは取締役を務め、その職責を適切に果たしておりました。こうした豊富な経験や見識を取締役として活かすことにより、引き続き当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

## その他取締役候補者に関する特記事項

1. 竹内哲夫氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 竹内哲夫氏は、2015年6月監査等委員会設置会社への移行に伴い取締役を退任し、常務執行役員に就任しておりました。

## 生年月日

1958年10月26日 (60歳)

## 取締役在任年数

5年 (本総会終結時)

## 取締役会への出席状況

13/14 回 (92.9%)

## 所有する当行の株式数

15,760株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月 当行入行  
 2002年7月 牛淵支店長  
 2004年7月 呉支店長  
 2007年8月 三津浜支店長  
 2009年8月 岡山支店長  
 2012年6月 取締役 営業統括部長  
 2014年6月 取締役 新居浜支店長  
 2015年4月 取締役 新居浜グループ長  
 兼新居浜支店長  
 2015年6月 常務執行役員 新居浜グループ長兼新居浜支店長  
 2017年6月 常務取締役  
 2018年4月 常務取締役 営業本部長  
 (現任)

## [ 担当 ]

- 営業本部 (営業戦略部、コンサルティング営業部、ダイレクト営業部、地域創生部)

## 取締役候補者とした理由

営業店長および営業部門等の豊富な業務経験を有し、銀行の業務に精通しております。また、2012年6月から2015年6月までは取締役を務め、その職責を適切に果たしておりました。こうした豊富な経験や見識を取締役として活かすことにより、当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

## その他取締役候補者に関する特記事項

1. 河野治広氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 河野治広氏は、2015年6月監査等委員会設置会社への移行に伴い取締役を退任し、常務執行役員に就任しておりました。

## 第2号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役5名が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。  
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	再任	社外	独立	現在の当行における地位等
1	ひらのしろう 平野志郎	男性	再任			監査等委員である取締役（常勤）
2	さえきかなめ 佐伯要	男性	再任	社外	独立	監査等委員である取締役
3	いちかわたけし 市川武志	男性	再任	社外	独立	監査等委員である取締役
4	やなぎさわやすのぶ 柳澤康信	男性	再任	社外	独立	監査等委員である取締役
5	じょうこうけいじ 上甲啓二	男性	新任	社外	独立	

<b>再任</b>	再任取締役候補者	<b>社外</b>	社外取締役候補者
<b>独立</b>	証券取引所届出独立役員	<b>新任</b>	新任取締役候補者

1

ひらの  
平野 志郎

男性

再任

## 生年月日

1958年5月15日 (61歳)

## 取締役在任年数

5年 (本総会終結時)

## 取締役会への出席状況

14/14 回 (100%)

## 監査等委員会への出席状況

15/15 回 (100%)

## 所有する当行の株式数

24,900株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月 当行入行  
 2001年8月 総合企画部課長  
 2006年8月 総合企画部次長  
 2008年8月 総合企画部付部長  
 2010年6月 総合企画部長  
 2012年6月 取締役 総合企画部長  
 2014年6月 取締役 東京支店長兼市場  
 営業室長  
 2015年6月 常務執行役員 東京支店長  
 兼市場営業室長  
 2017年6月 取締役監査等委員 (現任)

## 取締役候補者とした理由

営業店長および企画部門等の豊富な業務経験を有し、銀行の業務に精通しております。また、2012年6月から2015年6月までは取締役を務め、その職責を適切に果たしておりました。こうした豊富な経験や見識を活かすことにより、取締役の職務の執行の監査・監督、会計監査人と連携しての会計監査などを、業務執行から独立した立場から適切に行うことができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

## その他取締役候補者に関する特記事項

1. 平野志郎氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 平野志郎氏は、2015年6月監査等委員会設置会社への移行に伴い取締役を退任し、常務執行役員に就任しておりました。
3. 当行は、平野志郎氏と会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。平野志郎氏が監査等委員である取締役に再任された場合、当行は、同氏と責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は法令に定める最低責任限度額となります。

## 生年月日

1944年10月29日 (74歳)

## 社外取締役在任年数

4年 (本総会終結時)

## 取締役会への出席状況

12/14 回 (85.7%)

## 監査等委員会への出席状況

12/15 回 (80%)

## 所有する当行の株式数

16,769株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1968年4月	帝都高速度交通営団入団	[ 重要な兼職の状況 ] ● 株式会社伊予鉄グループ 代表取締役会長 ● 松山総合開発株式会社 代表取締役会長 ● 松山観光ゴルフ株式会社 代表取締役社長 ● 松山商工会議所 会頭 ● 愛媛県商工会議所連合会 会頭
1975年3月	伊予鉄道株式会社 (現株式会社伊予鉄グループ) 入社	
1995年6月	同社技術部長	
1997年6月	同社取締役 技術部長	
1998年5月	同社取締役 鉄道部長	
1999年6月	同社取締役 鉄道・自動車部長	
2001年6月	同社常務取締役	
2005年6月	同社専務取締役	
2006年4月	同社代表取締役社長	
2012年6月	当行社外監査役	
2015年6月	伊予鉄道株式会社 (現株式会社伊予鉄グループ) 代表取締役会長 (現任)	
2015年6月	当行取締役監査等委員 (社外) (現任)	

## 取締役候補者とした理由

経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保および経営の監視・監督の見地から適切な提言をいただくことを期待し、取締役候補者となりました。

## その他取締役候補者に関する特記事項

1. 当行は、佐伯要氏の重要な兼職先である株式会社伊予鉄グループ、松山総合開発株式会社、松山観光ゴルフ株式会社、松山商工会議所および愛媛県商工会議所連合会との間で、経常的な金融取引を行っております。また、当行グループは松山総合開発株式会社および松山観光ゴルフ株式会社との間に施設利用等の取引関係がありますが、取引額は当行経常利益および各法人の売上高の2%未満であります。いずれも、当行の社外取締役の独立性基準 (63頁) を満たしております。
2. 当行は、佐伯要氏と会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。佐伯要氏が監査等委員である取締役に再任された場合、当行は、同氏との責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は法令に定める最低責任限度額となります。
3. 当行は東京証券取引所に対し、佐伯要氏を独立役員 (社外取締役) として届け出しております。本議案が承認され、佐伯要氏が引き続き監査等委員である取締役に再任された場合は、独立役員 (社外取締役) の届け出を継続します。

## 生年月日

1950年4月3日(69歳)

## 社外取締役在任年数

4年(本総会終結時)

## 取締役会への出席状況

14/14回(100%)

## 監査等委員会への出席状況

15/15回(100%)

## 所有する当行の株式数

1,200株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月	弁護士登録	[重要な兼職の状況]
1988年4月	米田功法律事務所(現弁護士法人松山中央法律事務所)入所	●弁護士法人松山中央法律事務所 所長
2008年4月	愛媛弁護士会会長	
2009年3月	愛媛弁護士会会長退任	
2013年4月	弁護士法人松山中央法律事務所所長(現任)	
2014年4月	日本司法支援センター愛媛地方事務所所長	
2014年6月	当行社外監査役	
2015年6月	当行取締役監査等委員(社外)(現任)	
2018年4月	日本司法支援センター愛媛地方事務所所長退任	

## 取締役候補者とした理由

会社の経営に直接関与したことはありませんが、弁護士として豊富な経験と専門的な見識を活かし、業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保および経営の監視・監督の見地から適切な提言をいただくことを期待し、取締役候補者としてしました。

## その他取締役候補者に関する特記事項

- 市川武志氏は、弁護士法人松山中央法律事務所所長であり、当行は同弁護士法人との間で定期的な金融取引を行っております。また、当行グループは複数の弁護士法人や法律事務所と顧問契約を締結しております。同弁護士法人はその顧問弁護士法人の1先であり、報酬等は過去3事業年度の平均で年間1,000万円以下であります。いずれも、当行の社外取締役の独立性基準(63頁)を満たしております。
- 当行は、市川武志氏と会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。市川武志氏が監査等委員である取締役に再任された場合、当行は、同氏との責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は法令に定める最低責任限度額となります。
- 当行は東京証券取引所に対し、市川武志氏を独立役員(社外取締役)として届け出しております。本議案が承認され、市川武志氏が引き続き監査等委員である取締役に再任された場合は、独立役員(社外取締役)の届け出を継続します。

4

やなぎ  
柳さわ  
澤やす  
康のぶ  
信

男性

再任

社外

独立

## 生年月日

1947年12月16日 (71歳)

## 社外取締役在任年数

4年 (本総会終結時)

## 取締役会への出席状況

11/14 回 (78.6%)

## 監査等委員会への出席状況

14/15 回 (93.3%)

## 所有する当行の株式数

500株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1996年4月 愛媛大学理学部教授  
 2005年4月 愛媛大学理事  
 2009年4月 愛媛大学学長  
 2015年3月 愛媛大学学長退任  
 2015年6月 当行取締役監査等委員  
 (社外) (現任)  
 2016年4月 学校法人加計学園岡山理  
 科大学学長 (現任)

## [ 重要な兼職の状況 ]

● 学校法人加計学園  
 岡山理科大学学長

## 取締役候補者とした理由

会社の経営に直接関与したことはありませんが、学識経験者として豊富な経験と専門的な見識を活かし、業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保および経営の監視・監督の見地から適切な提言をいただくことを期待し、取締役候補者となりました。

## その他取締役候補者に関する特記事項

1. 柳澤康信氏は、学校法人加計学園岡山理科大学学長であり、当行は同学校法人との間で定期的な金融取引を行っておりますが、それ以外の取引はありません。同氏は、当行の社外取締役の独立性基準（63頁）を満たしております。
2. 当行は、柳澤康信氏と会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。柳澤康信氏が監査等委員である取締役に再任された場合、当行は、同氏との責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく監査等委員である取締役に再任された場合の責任の限度額は法令に定める最低責任限度額となります。
3. 当行は東京証券取引所に対し、柳澤康信氏を独立役員（社外取締役）として届け出しております。本議案が承認され、柳澤康信氏が引き続き監査等委員である取締役に再任された場合は、独立役員（社外取締役）の届け出を継続します。

## 生年月日

1950年2月3日(69歳)

## 社外取締役在任年数

—

## 取締役会への出席状況

—

## 監査等委員会への出席状況

—

## 所有する当行の株式数

0株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1968年4月 愛媛県庁入庁  
 2006年4月 愛媛県経済労働部長  
 2008年4月 愛媛県農林水産部長  
 2010年4月 愛媛県参与  
 2010年12月 愛媛県知事補佐官  
 2012年4月 愛媛県副知事  
 2014年8月 愛媛県特別参与  
 2015年6月 愛媛県特別参与退任  
 2015年6月 愛媛県信用保証協会会長  
 2019年3月 同協会会長退任

## 取締役候補者とした理由

会社の経営に直接関与したことはありませんが、行政分野における豊富な経験と見識を活かし、業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保および経営の監視・監督の見地から適切な提言をいただくことを期待し、取締役候補者としてしました。

## その他取締役候補者に関する特記事項

1. 上甲啓二氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。なお、当行は同氏の出身元である愛媛県との間に、指定金融機関としての取引および預金・貸出金等の経常的な金融取引がありますが、取引の性質および出身元の性格に照らして、同氏の独立性に影響はなく、同氏は、当行の社外取締役の独立性基準（63頁）を満たしております。
2. 上甲啓二氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当行は、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は法令に定める最低責任限度額となります。
3. 本議案が承認された場合は、東京証券取引所に対し、上甲啓二氏を独立役員（社外取締役）として届け出する予定であります。

(ご参考)

選任後の監査等委員会の構成 (予定)

氏名	現在の当行における地位および重要な兼職の状況
ひらのしろう 平野志郎 <b>男性</b>	監査等委員である取締役 (常勤)
さえきかなめ 佐伯要 <b>男性</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	監査等委員である取締役 株式会社伊予鉄グループ 代表取締役会長 松山総合開発株式会社 代表取締役会長 松山観光ゴルフ株式会社 代表取締役社長 松山商工会議所 会頭 愛媛県商工会議所連合会 会頭
いちかわたけし 市川武志 <b>男性</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	監査等委員である取締役 弁護士法人松山中央法律事務所 所長
やなぎさわやすのぶ 柳澤康信 <b>男性</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	監査等委員である取締役 学校法人加計学園 岡山理科大学 学長
みよしじゅんこ 三好潤子 <b>女性</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	監査等委員である取締役 アビリティセンター株式会社 会長
じょうこうけいじ 上甲啓二 <b>男性</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	監査等委員である取締役

**社外** 社外取締役 **独立** 証券取引所届出独立役員

※監査等委員である取締役の任期は2年であり、三好潤子氏は2018年6月開催の第115期定時株主総会において選任され就任しております。

## (ご参考) 当行社外取締役の独立性基準

取締役会は、以下の事項に該当しない場合、当該社外取締役に独立性があると判断する。なお、形式的に以下の事項に該当する場合でも、独立役員に適すと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該社外取締役に独立性があると判断する。

1. 当行または当行のグループ会社（親会社、子会社および関連会社、以下同じ。）の業務執行者（会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人、その他法人ならびに団体の業務を執行する役員、理事、使用人およびこれらに類する者として業務を執行する者、以下同じ。）である者およびその就任の前10年以内において業務執行者であった者
2. 当行を主要な取引先（以下の（1）または（2）に該当）とする者またはその業務執行者
  - （1）当行からの借入が最も多く、かつ、債務者区分が要管理先以下であるなど資金調達に関して当行に代替性がない程度に依存していること
  - （2）借入以外の通常の商取引については、当行との取引額が当該取引先の売上高（複数の会社等の業務執行者である場合には各会社の売上高）の2%超であること
3. 当行の主要な取引先（当行の経常収益の2%超の取引）またはその業務執行者
4. 当行から、役員報酬以外に一定額（過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該団体の総収入の2%のいずれか大きい方の金額）を超える報酬を得ている者（弁護士、公認会計士もしくは税理士その他のコンサルタント）、または当該団体に所属する者
5. 当行から、一定額（過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該団体の総収入の2%のいずれか大きい方の金額）を超える寄付金を得ている団体の業務執行者
6. その就任の前5年以内において上記2から5に掲げる者に該当していた者
7. 下記に掲げる者の配偶者または2親等以内の親族および生計を一にする者
  - （1）当行または当行のグループ会社の重要な業務執行者（業務執行取締役、執行役員、部長およびこれらに類する重要な業務を執行する者、以下同じ。）
  - （2）上記2から5に掲げる者のうち重要な業務執行者にあたる者

## 株主提案（第3号議案から第6号議案まで）

第3号議案から第6号議案までは、株主提案によるものであります。なお、提案株主さま（1名）の議決権の数は、310個であります。

各議案の「提案理由」は、文章表現および事実認識を含め、提案株主さまから提出されたものを原文のまま記載しております。

### ■ 株主提案とは

会社法は、一定の要件を充足する場合に株主提案権を認めております。このご提案につきましては、法令・定款違反等の場合を除いて、内容の如何にかかわらず、会社は議案を掲載することが義務付けられております。

今回、株主さま（1名）からご提案をいただき、上記を踏まえた検討の結果、ご提案全てを掲載しております。

## 1. 提案内容

変更の内容は、次のとおりであります。（下線\_\_\_\_を表示した箇所が変更部分です。）

現 行 定 款	変 更 案
(定時株主総会の基準日) 第13条 当銀行の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。	(定時株主総会の基準日) 第13条 当銀行の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年4月30日とする。

## 2. 提案理由

- ①株主総会が、他行と同日同時間開催の為、総会に出席出来ないデメリットが存在する。よって伊予銀行の定時株主総会の基準日を毎年3月31日から毎年4月30日に変更することを望む。
- ②定時株主総会の基準日を一カ月変更することにより株主は各株主総会出席の選択権が広範になるなどのメリットがある。

## 第3号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

当行は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に則り、株主総会招集ご通知の早期発送および発送前の当行ウェブサイトでの掲載、議決権電子行使プラットフォームの利用、日程の適切な設定など、株主の皆さまの権利が実質的に確保されるよう、適切に対応しております。

議決権の基準日の変更に関しましては、そのような対応が一般的ではない現状においては、株主の皆さまの混乱を招く懸念などもあり、ご提案の定款変更をする必要はないものと判断いたします。

## 第4号議案 定款一部変更（定款22条相談役・顧問廃止とする変更）の件

### 1. 提案内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
(相談役および顧問) 第22条 取締役会は、その決議によって相談役、顧問を定めることができる。	(削除)

### 2. 提案理由

- (1) 伊予銀行は顧問・相談役の業務・報酬額の開示は無く、2018年開催の定時株主総会株主質問で、ようやく相談役の年報酬500万円を公表。株主に対する告示義務違反。
- (2) 地方銀行の経営環境は厳しさを増すばかり。伊予銀行は、不良債権が増加し連結純利益も大幅な減益である。銀行は人件費・店舗数の経費削減を考える時期。顧問、相談役等の廃止は全国的な時流。愛媛銀行は制度なし。
- (3) 株主は伊予銀行から長期に亘り低配当を強いられた。役員、元役員は色々なポストに就き業績の如何を問わず高額な報酬を取得。役員、元役員こそ株主重視・利益の株主還元等を優先的に考えるべき。
- (4) 四国銀行現相談役・青木章泰氏は「最高裁判所違法融資判決時」には同行の取締役であった。百十四銀行の渡辺智樹相談役は3月末で退任、相談役を廃止する。「顧問・相談役の役職を不祥事の避難場所」にしてはならない。

### 第4号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

地方銀行である当行は、潤いと活力ある地域の明日を創ることを企業理念としており、株主さま、お客さまはもとより、地域の皆さまとの間のゆるぎない信頼を確立し、地域の発展や活性化に貢献することが、当行の社会的責任であると同時に、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために必要と考えております。当行の相談役・顧問は、主として、上記のような地域における当行の役割を全うするために、財界活動や公益的職務などの対外的な業務に従事するものであり、そのような取組み等を通じまして当行に貢献しております。当行の相談役・顧問は、取締役会や常務会をはじめとした行内の会議に出席することもなく、当行の経営には一切関与しておりません。従いまして、ご提案の定款変更をする必要はないものと判断いたします。

## 1. 提案内容

取締役頭取 大塚 岩男氏を解任する。

## 2. 提案理由

- ①2018年9月8日付け日経新聞紙面によれば「創業の地」である旧川之江石支店（愛媛県八幡浜市）の土地と建物を八幡浜市に寄付した。銀行の土地・建物は会社の資産・株主の資産である。株主総会で株主意見は凶られてない。株主に対する告知義務違反。
- ②四国アライアンス証券の「旧名称は伊予証券」。「伊予証券は伊予銀の100%子会社」。株主総会に諮らず名称変更を実行することは告示義務違反。「のれんの資産価値」を考えない頭取の歪んだ企業統治。
- ③2015年11月7日付け日経新聞紙面で伊予銀は企業統治指針を反映した企業統治報告書を東京証券取引所に提出「株主を重視する姿勢・経営の透明性を高める」と宣言。皮肉にも1年前2014年11月7日（金）「3000万円詐欺」で死亡した元伊予銀常務の発表があり。これを教訓とする宣言ならば反省の形跡は微塵も認められず、依然「低配当・不透明性・株主軽視」は継続中。

## 第5号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

取締役頭取 大塚岩男氏は、取締役就任以来、銀行経営に必要な豊富な経験や見識を活かし、当行の取締役として経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行しており、また、重要事項の決定および業務執行に対する監督などの点でも、当行グループの中長期的な企業価値の向上に向けて尽力しており、十分にその職責を果たしております。

なお、四国アライアンスにおきましては、4行それぞれの経営の独立性および健全な競争関係を維持しつつ、人口減少等が進む中、共通の課題である四国全域の活性化や創生に4行が連携し協働することで、各地域およびお客さまの持続的な成長・発展に貢献することを目指しており、さらにこれらの取り組みを通じて4行それぞれも持続的に成長・発展して参ります。

## 第6号議案

## 監査等委員である取締役1名解任の件

## 1. 提案内容

取締役監査等委員 平野 志郎氏を解任する。

## 2. 提案理由

①低金利が長期化し収益力は限界にきた。四国の第一地銀が連合し四国アライアンスを構築しても、人口減が激しく経営環境が悪化傾向にある四国。四国アライアンスには企業が目指すビジョンが認められない。不祥事で有名になる銀行との連合体に未来は無い。

②元伊予銀行常務の「3000万円横領」事件の教訓を踏まえ伊予銀行は東京証券取引所に対し ア株主を重視する。 イ経営の透明性を高めると宣言している。

伊予銀行は愛媛銀行より「コア業務純益が3倍強」ありながら配当性向は愛媛銀行より劣っている。この現実こそ「伊予銀行の株主軽視」の実態である。株主側から見れば伊予銀行監査等委員の存在意義は皆無である。いくら巨大な組織を作っても「仏作って魂入れず」では「絵に描いた餅」である。伊予銀行株主は哀れな存在である。アライアンス連合体は不祥事で有名となり発展は望めない。

## 第6号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

取締役監査等委員 平野志郎氏は、取締役監査等委員就任以来、銀行経営に必要な豊富な経験や見識を活かし、取締役の職務の執行の監査・監督、会計監査人と連携しての会計監査などを、業務執行から独立した立場から適切に行っており、十分にその職責を果たしております。

なお、四国アライアンスの目的と当行にとっての意義については、第5号議案に関する取締役会の意見（67頁）記載のとおりです。

以上





# 株主総会会場 ご案内略図

会場

伊予銀行本店 4階ホール  
松山市南堀端町1番地



(お願い) 駐車場の用意はいたしておりませんので、誠に申し訳ありませんが、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。